

個人住民税（市民税・都民税）の 主な改正点

問課税課

令和3年度の個人住民税（市民税・都民税）の主な改正点をお知らせします。3年度の個人住民税については、2年中（2年1月1日～12月31日）の所得や控除等により決定しますのでご注意ください。

お願い
ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、3密を避けての行動をお願いします。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から特定の収入のみに適用される「給与所得控除」や「公的年金等控除」の一部を、収入の種類に左右されない「基礎控除」に振り替えることとされました。これに伴い、子育てや介護を行っているか等に配慮するため新たに「所得金額調整控除」が創設され、扶養親族等の所得金額要件についても見直されました。

給与所得控除の改正

基礎控除への振り替えのため、給与所得控除が一律10万円引き下げられました。また、給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円とされるとともに、その上限額を195万円に引き下げることとされました。

公的年金等控除の改正

基礎控除への振り替えのため、公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額は195万5,000円が上限とされ、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超えた場合、その所得額に応じて段階的に公的年金等控除額が減額されます。（公的年金等に係る雑所得以外の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合には改正後の控除額から一律で10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合は改正後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げられます。）

基礎控除の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替えのため、基礎控除が10万円引き上げられました。また、合計所得金額が2,400万円超の場合、その金額に応じて基礎控除が段階的に減額、消失します。（合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合には基礎控除額29万円、合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合には基礎控除額15万円、合計所得金額が2,500万円超の場合は基礎控除の適用なし）

調整控除の改正

前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用対象外となります。

65歳未満の場合

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			改正前
	改正後			
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
130万円以下	60万円	50万円	40万円	区分なし 70万円
130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円	(A) × 25% + 37万5,000円
410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円	(A) × 15% + 78万5,000円
770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円	(A) × 5% + 155万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	

65歳以上の場合

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			改正前
	改正後			
	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額			
330万円以下	110万円	100万円	90万円	区分なし 120万円
330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円	(A) × 25% + 37万5,000円
410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円	(A) × 15% + 78万5,000円
770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円	(A) × 5% + 155万5,000円
1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	

所得金額調整控除の創設

給与所得控除について、上限となる給与収入が850万円に引き下げられたことにより子育てや介護を行っているかたに負担増が生じないよう「所得金額調整控除」が創設されました。また、給与所得と年金所得それぞれの控除額が10万円引き下げられたため、両方の所得を有する場合、基礎控除が10万円引き上げられても負担増が生じるケースがあります。このような場合にも、負担増が生じないよう所得金額調整控除が適用されます。

○給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っているかたへの措置

総所得金額を計算する場合、計算式から算出した額を給与所得の金額から控除します。

次の適用条件のいずれかに該当するかた

○本人が特別障害者であること

○年齢23歳未満の扶養親族を有すること

○特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有すること

計算式（給与等の収入金額－850万円）×10%＝所得金額調整控除額

※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円とします。

○給与所得と年金所得両方を有するかたへの措置

給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える納税義務者は、次の計算式から算出した金額を給与所得の金額から控除します。

計算式（給与所得控除後の給与等の金額＋公的年金等の雑所得の金額）－10万円＝所得金額調整控除額

※「給与所得控除後の給与等の金額」と「公的年金等の雑所得の金額」はともに10万円を限度額とします。

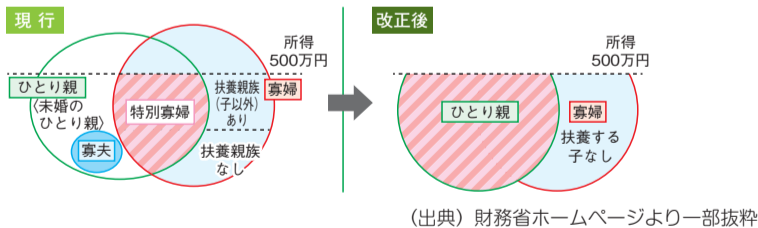
寡婦（寡夫）控除等の改正

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から次のように改正されます。

○婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する单身者には、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用し、所得制限（合計所得金額500万円）を設ける。

○左記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限（合計所得金額500万円）を設ける。

※ひとり親控除と寡婦控除は住民票上の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があるかたは対象外です。



住民税非課税措置の見直し

上記の改正を踏まえ、所得が135万円以下のひとり親について住民税を非課税とする措置が講じられます。

扶養親族等の所得金額要件の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替えにより、扶養親族等の合計所得金額要件等も下表のとおり見直されました。

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下
ひとり親および寡婦に係る生計を一にする子の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の前年の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下
家内労働等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保証額	55万円	65万円
障害者、未成年、ひとり親および寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下
均等割非課税基準における合計所得金額	45万円	35万円
所得割非課税基準における総所得金額等	同一生計配偶者および扶養親族がいないかた	35万円 × (本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数) + 10万円 + 21万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がいるかた	35万円 × (本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数) + 21万円
所得割非課税基準における合計所得金額	同一生計配偶者および扶養親族がいないかた	45万円
	同一生計配偶者又は扶養親族がいるかた	35万円 × (本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数) + 10万円 + 32万円

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う措置

住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化

住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、代わりの要件を満たすことで、期限内に入居した場合と同様に特例措置の対象となります。

寄附金控除の拡充

新型コロナウイルス感染症および感染拡大防止のための措置により、イベントが中止等となった際に、そのチケットの払戻しを受けることを辞退した場合、当該辞退した金額のうち20万円までの金額について、個人住民税の寄附金控除を受けられる制度が創設されました。

※詳細は文化庁又はスポーツ庁のホームページをご確認ください。